

知多市地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知多市における市民生活に必要な旅客運送の確保及び公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した持続可能な旅客運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する知多市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 公共交通政策の推進に関する事項
- (3) 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議で協議することが適切であると認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、会長、副会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長又は市長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民又は利用者の代表
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
又はその指名する者
- (8) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (9) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
- (10) 愛知県知多建設事務所長又はその指名する者
- (11) 愛知県知多警察署長又はその指名する者
- (12) 市職員
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることができる。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 副会長は、会議の議長となる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

5 会議は、原則として公開とする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、軽微な事案又は緊急を要する事案、その他会長が認めるときは書面による開催とすることができる。

(傍聴)

第6条 交通会議の傍聴を希望する者は、会議が開始される前までに、受付において、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 前項の受付簿に記入した者のうち、会長が許可した者は、会議を傍聴することができる。ただし、会長は傍聴人が会議の秩序を乱し、又は妨げるような行為を

するときその他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

- 3 会長は、傍聴希望者が多数であるときは、傍聴人数を制限することができる。
この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室の状況を勘案し、会長がその都度決定するものとする。

(運賃料金部会)

第7条 交通会議は、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会を置く。

- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域における需要に応じ、市民生活のための旅客運送に係る運賃等に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 会長
 - (2) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 市民又は利用者の代表
- 4 運賃料金部会の部会長は、会長をもって充てる。
- 5 部会長は、部会務を総理する。
- 6 議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところとする。
- 7 運賃料金部会は、原則として公開とする。
- 8 運賃料金部会において協議が調った事項は、速やかに会議に報告するものとする。

(専門部会)

第8条 会長は、地域の実情に即した課題、専門的な個別課題等について協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 専門部会は、協議結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、事務局を知多市企画部市民協働課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、知多市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 監事は、会長が指名する。

2 交通会議の出納の監査は、監事によって行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成、収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第14条 交通会議の委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第15条 交通会議が廃止された場合には、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。